第３７回岡山地方裁判所委員会議事概要

１　開催期日

平成２８年１１月３０日（水）午後３時

２　開催場所

裁判所大会議室

３　出席者

別紙第１のとおり

４　議事等

（１）　今回のテーマ（裁判員制度の現状と課題について）に関する意見交換

別紙第２のとおり

（２）　次回のテーマに関する意見交換

別紙第３のとおり

（３）　次回期日

平成２９年３月１０日（金）午後３時

（別紙第１）

出席者

委員　上　岡　美保子

同　　岡　田　雅　夫

同　　鬼　澤　友　直

同　　小　浦　美　保

同　　斎　藤　寛　司

同　　佐　野　範　一

同　　寺　田　光　寂

同　　平　松　　博

同　　福　田　尚　司

同　　松　島　幸　三

同　　宮　﨑　隆　博

同　　善　元　貞　彦

（五十音順）

（別紙第２）

≪今回のテーマ（裁判員制度の現状と課題について）に関する意見交換≫

委員長

今回のテーマは，裁判員制度の現状と課題ということで，新聞で時々裁判員の裁判について見掛けますけれど，私もあまり裁判員制度の実態については，よく分かっておりませんので，皆さんと一緒に勉強させていただきたいと思っております。

意見交換する前に，裁判所から裁判員制度の施行までの準備と，裁判員制度の現状がどうなっているのか，またその課題はどこにあるのかということについて御説明をいただいて，その後に，皆さんから忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

それではまず，裁判所から裁判員制度の施行準備から現在に至るまでについて，Ａ委員から御説明いただきます。

【裁判所からの説明】

Ａ委員

パワーポイント資料「裁判員制度の施行準備から現在に至るまで」に基づき説明

裁判官

パワーポイント資料「裁判員制度の現状と課題について」に基づき説明

委員長

Ａ委員と裁判官から御説明いただきました。大変分かりやすい説明をいただいたと思いますが，分かりやすかっただけに課題も随分よく見えたのではないかと思いますので，どうぞ御遠慮なく色々な御質問や御意見を活発にお出しいただければと思います。

Ｂ委員

広報活動のほうに，非常に苦慮されているようですが，選定された裁判員候補者で選任手続期日に出席した人が，施行当時の４０パーセントから比べると今は２５パーセントに下がっていますが，これで問題があるんでしたら，もっと広報活動に力を入れていく必要があるのかも分かりませんが，私たちが，実際に広報がどのようにされているのか，滅多に目にすることがないのです。ですから，広報活動をやろうと思えば，よりもっとほかの努力をするしか方法はないと思います。ですから，それよりは，出席率が今２５％で問題がないのであれば，これがもっと１０年，２０年の長い期間のことを考えた中で，それから，より広報が必要かどうかも考えられれば，もう十分間に合うのではないかと思います。

裁判官

この出席率がどこまで低下をするかということもございますので，それは高いことに越したことはないと考えておりますし，やはり広報活動をして，私個人的には，特に子どもに対する教育というのは，今後長い間，この制度が定着するためにも重要なことではないかと思っております。

Ｃ委員

今日は，非常に詳しい資料を見せていただいて，再確認ができたのですが，今年の７月，「ニュース深読み」というテレビ番組で裁判員制度が特集されており，そのとき何気なく見ていましたら，裁判員を経験する前は，なりたくないという人が８３％くらいいるんだそうです。

裁判員になった後では，今日の裁判所からの説明にもありましたけど，やって良かったという方が９６％います。そのやって良かったという方の理由は理解できるんです。例えば，犯罪が今までは他人事であったのが，いつ自分のところに来ても，自分がいつ被告人の席に立つか分からないということを改めて考えさせられたという，良い経験だったと言う方々のほうが多いんです。

ただ，この裁判員をやりたくないというのが，裁判員をやる前に８３％あって，その違いにすごくびっくりしたのですが，先ほどＢ委員が，出席率が２５パーセントでいいんじゃないかと言われても，やはり，この制度がスタートしたからには，国民の義務ですよね。だから私は，あまり今までのことは知りませんでしたけれど，裁判員制度には賛成ではあります。こういう制度ができて，今までは本当に，密室と言ったらおかしいですけれど，裁判のプロセスが分からずに裁判の結果だけが知らされるというところの中で，国民も裁判に参加ができているというのは非常に良い制度だと思うのですが，選任手続期日の出席率が低いところで留まっているのは，これは１０年２０年してみないと分かりませんけど，やはり，出席率を上げる努力は必要だと思います。

それで，周りの人にいろいろ話を聞いたりすると，誤解をして裁判員制度を理解していることもあります。私の周りには，守秘義務があるから何も言ってはいけないと思っている人もいます。しかし，全然そういうことはないです。評議の中でのことは，言ってはいけないけれど，新聞に出ることや会社にも裁判員になったことを言っても良いこととか，また，裁判員に日当が全く出ないと思われている方もいますが，最高１万円の日当が出ることとか，まだまだ他にもあるんだと思いますが，そういうところはやはり，そのやって良かったという肯定的な意見と同時に，まだまだＰＲがいることだと思います。

子どもや一般の人や社会全体に，そういうＰＲをどうやっていくかというのが，これからの課題であると思います。

私が，もし裁判員になったときに，一番困るだろうなと思うのが量刑です。どのくらいの量刑を課すかということを考えたことがないですから，どういう判断をするか分からない場合は，すごいデータもいろいろ見ていかないと，と思うのですが，そういうときに，やはり感情に流されると思います。こんなひどいことをしてとか，その禁錮がどういうものであるとか，量刑でそれが５年が相当か，１０年が相当かというのは，今までも全然考えたこともないので，一番困るところがそこなんじゃ

ないかと考えていました。

Ｂ委員

私は，出席率が２５パーセントで良いと言ったのではなく，宣伝をするということではなかなか効果がないので，それよりは，裁判員を経験した人が，積極的に裁判員をやって良かったので，ぜひとも参加してくださいというほうがだんだん広まっていく可能性が大きいのではないかと思います。今は，２５パーセントに問題があるのでしたら，もっと宣伝費を掛けてでも広報をしなければならないと思いますが，このままでやっていけるのでしたら，地道に今のままでもいいのではないかと思います。

委員長

裁判そのものも，裁判員制度も欧米からきています。欧米も，非常に長い時間が掛かって今の状況にはなってきているので，しばらく経験がいるのかなと思います。欧米での状況で，特にアメリカというのは特有な国だと思います。

例えば，あるテレビでも，一日中裁判を流していたり，市民の間でも裁判をやったりとかいろいろなことをやってますので，裁判員制度も裁判に対する距離感が，日本とは随分違うと思います。裁判員の使命もかなり分かっている人が多くて，そういうことを考えると，欧米，例えばフランスだとか，ドイツだとかイギリスで，こういう制度がどれだけ国民に理解されているのか，ちょっと関心があるのですが，そういうことにお答えいただける方はいらっしゃいますか。

Ａ委員

国民の刑事司法に対する参加制度というのは，大きく分けまして，アメリカ，イギリスの陪審制度と，ヨーロッパの参審制度というのがあります。

陪審制度というのは，日本の裁判所と同じように，国民の選挙人名簿からくじ引

きで選ばれます。日本の裁判員制度と違うのは，事実認定だけを陪審員だけで，裁判官も参加せずに結論を果たすというところが，陪審制度です。

ヨーロッパの参審制度というのは，国民の中から無作為に選ぶというより，むしろ選任委員会のようなところで，有識者の中から選んで，例えば２年なら２年間，一定の期間をもって複数の事件を持ち，裁判官と一緒に議論するというのが参審制度です。

日本は，選任手続自体は陪審的に選挙人名簿から選びますけれども，評議は，裁判官と裁判員が一緒になってやるという参審制度的な方式を採用しておりまして，これは非常に世界に稀な制度がいろいろな検討の結果できあがったということであります。

立法段階で裁判官１人対裁判員１１人とか，裁判官３人対裁判員２人とかいろいろな議論がありましたけれども，実際やってみると，裁判官３人と裁判員６人がちょうど良いバランスじゃなかったかなという感じがいたします。

委員長

弁護士さんの立場からどうですか。

Ｄ委員

私は，裁判員裁判をこれまで約８件やっているのですけども，裁判員裁判が，国民にとって非常に良いというのは，裁判の結論を出すのが，危ういということを懸念するのです。近県交流会で，同じように非常に市民の方が，本当に真摯に考えて悩んでおられたというのを感じました。本当に頭が下がる思いでした。

裁判員をやって良かったっていうのと，もう一度したいというのは違います。だから，国民にとって，１つの国家権力の活動の場面で，国民の権利等を決められるというところで，国民自身が変わってくるということは，恐らく日本の歴史的にいうと初めてだと思います。

文化的に言ったら，日本は農耕の共同社会でしたので，あまり共同社会においては，波風立てたくないというところとしては，あまりヨーロッパとかと違う点です。しかし，変わってきてますので，それを先ほど御意見があったですけども，じっくり時間を掛けていくしかないかと思います。

選任手続期日の出席率が減っているというのは，ほんの一部でしょうけども制度設計が控訴審の段階でまだなされてないと思います。フランスの参審制というのは，控訴審もそういう参審になっていまして，控訴審は，隣の県でするようです。ある意味で，そういう１つの制度を，きちんともっと整備していくというのは大事かなと思います。そうでないと，真剣に考えても，控訴審で裁判官の方だけで判断されて覆されると，ある種の失望というのはあるのかと思います。

それから，弁護人において非常に良いのは，証拠開示です。これは，類型証拠開示といって，実は模擬裁判の段階で，弁護側と検察側がガンガンやっています。今は，ほとんど任意開示であり，本当に検察側の取り持つ証拠は，刑事訴訟自体では，裁判員裁判以外については非常に難しいです。そういう雰囲気が裁判員裁判以外について，だんだんそうなってきたので，裁判員裁判をやった効果というのは，弁護人側からいえば，非常に大きいものがあって，逆に言ったら，国民にとっての利益じゃないかなと思ってます。そういったことも，少しずつ弁護士会から発信していって，裁判員裁判に参加していただくことを伝えていくしかないのかなと思います。

Ｂ委員

反社会的勢力の事件に対して，裁判員をつけたほうがよいのか，それとも裁判員をつけないほうがよいのか，裁判所としてはどのように思いますか。

Ａ委員

裁判員をつけるかどうかというのは，担当する裁判体で決めることですから，裁判所の代表としてコメントはできないですけれども，でも，命を賭けてまで裁判員

をやっていただく必要はないと思います。それは，やはり裁判員は国民の義務でありますけれども，あくまでも安心して，安全に参加していただけると，それが全ての大前提になっていると思います。裁判所としては，それは万全を期したわけで，それでもそれは危ういという場合には，無理する必要はないと思います。そのために，特別な除外規定というのがあると考えております。

Ｂ委員

私は，法律的なことは分かりませんが，マジックミラーのような非常に良いものがあったりするので，裁判員の顔は見えないけど，被告人の表情は全部見えるというやり方がもしできるのであれば，反社会的な事件で，裁判員の顔は見えませんけど裁判員裁判でやりますということになれば，裁判員をつけないという話は出てこないのかと思います。

Ａ委員

実際，裁判員制度実施前はそういう危惧を抱く方がいらっしゃいました。私は，国会にもいろいろと説明に行きましたけれども，国会議員から何とかマジックミラー付きの法廷でできないかという意見をいただいたことがあります。

ただ，どういう人に裁かれているのかというのを見るのもやはり，国民が裁判を受ける権利に必要だと思いますので，しかもマジックミラー越しだと，人がいるんだかいないかも分からないと，どういう表情をしているのかも分からないということでは無理かなということで，今の制度になっております。

Ｅ委員

先ほどの出席率の話に戻ってしまうのですけれども，裁判員候補者の出席率が低下傾向にあるいうことは，若干懸念しておるわけですけれども，相対的な数字という面と，もう１つ中身ですね，例えば，高齢者の方は来れるけれども，バリバリ働

いている層の方々がなかなか来れていないですとか，あるいは女性は来やすいというのか，男性は来にくいですとか，あるいは同じ企業人であっても，大企業のほうは来やすいが，中小企業は来にくいですとか，そういう出席率が比較的高い分野の業種や性別，低い分野の業種や性別がもしあるとすれば，それはやはり若干問題だと思っておりまして，いろいろなところの層から多様な意見を集めるというところの趣旨と少し矛盾してきかねないという懸念をいだいているところです。

そこで，統計的なもの，あるいは印象的なものでも構わないのですけれども，そういった特定の分野について，出席率が高いとか低いとか，そういうものがもしあれば，教えていただきたいと思います。

裁判官

そこまで精緻なものはありませんが，印象的なことをお話しさせていただきます。それは満遍なくという感じだと思いますが，職務従事日数の関係で，長いとやはりどうしても勤めている方々は来られなく辞退を申し出るという傾向は多いのかなとは思います。

性別では，個人的はそんなに感じたところはありませんし，年代別は先ほど説明したパワーポイント資料の図にもあったとおり，若い方と高齢の方々は，それぞれ辞退を申し出ることができますので，そういうことの辞退ではあるのかなと思います。

委員長

こういうのは，何か統計をとっていただきたいです。

Ａ委員

私が，６年間裁判員裁判の事件を担当した経験でいえば，個人営業の方は裁判員として参加するのは無理です。これは，我々としても国民の生活を犠牲にしてまで，

裁判員を務めていただこうということは考えておりませんので，私の経験だと，無理して歯医者さんや床屋さんにも御参加いただいたことがあるのですけれども，床屋さんは，裁判員裁判の最後のほうになると，お客さんから，いつになったら髪が切れるんだって文句を言われたといった話も聞いております。それでもなお，そういう真面目な方は一生懸命参加していただいているというのは本当にありがたいのですけども，でも御無理は申し上げられないです。それから，農業の方は，その日のうちに稲刈りや，刈り取らないとタイミングを逃してしまうというのであれば，無理は言えません。そういった個人営業や特定の業種については無理だという意見です。

やはり，中規模以上の企業，あるいは公務員や主婦の方に安定して参加していただいているような状況ではないかと考えてます。

Ｂ委員

この前，裁判員裁判を傍聴させていただいた時に，裁判員の人が，丸首のトレーナーでラフな格好をしていましたが，被告人がその裁判員と全く同じ格好でした。服装のことであまり言うのはどうかとは思いますが，しかし，人の人生を決めるのにある程度は考えてはいただけないかなという気はしました。

裁判官

私は，裁判員の方には，別にスーツを着てくださいとは申しませんが，そういう場であることを考えて，ふさわしい服装であればという話はさせていただいています。

あと，そこは分からないですが，その被告人の方も，弁護人と多分御相談の上での服装で来られているような気はします。

委員長

裁判所で，何か制服のようなものを用意してくれるということはないのですか。イギリスかどこかの国では，参審制の場合には，かつらをかぶってるとかいうのはあります。

Ａ委員

その議論も，裁判員法施行前にはありましたけれども，ただ，着たい人と着たくない人がいた場合に，無理やり着せるのかというのがありまして，やはり一般の方に御参加いただくのであれば，こちらも庶民の服装でお願いしようということで，特に裁判員向けの法服は作らずに終わりました。

委員長

その点，弁護士さんは，どのような印象を受けられますか。被告人が，あんな人の裁判を受けるのかということはありませんか。

Ｄ委員

やはり服装は気になります。あまりラフなのはいかがなものかなという気がします。

委員長

やはり，裁判所というのは，判決は誰でも従わなくてはいけないという１つの権威ですから，そういう点で今後，考えていただきたいと思います。私もちょっと気になっていて，この間，そういう話を聞いてちょっとびっくりしたようなことがあります。例えば，卒業式でも昔は我々は，燕尾服をいやいやながら着ていましたが，今は●●大学の場合，ガウンを作っていますが，そういうこともあって考えていく必要があるのではないかと思います。

Ｆ委員

非常に言いにくいんですけれども，私はむしろ逆かなというところもあって，裁判所という場所なので，きちんとしなければいけないというのも，もちろんそうだと思うのですが，しかし，国民が入っているということを考えたときに，同じ格好をした人たちが入ってきたら安心できるのかと言われると，わざわざ一般の人を入れた意味がなくなるのではないかなという気もします。

私たちと同じ身近な立場の人が裁判をしてくれてるんだなというふうに受け止めることもできるかと思いますので，もちろん被告人にとったら，あんなやつにというふうな気持ちになることもあるかもしれませんけど，他方で私の気持ちを分かってくれる人かもしれないという期待があるかもしれないと考えます。

委員長

今，Ｆ委員がおっしゃったような，その制度設計のときに議論があって，こういう意見もあったのでしょうか。

Ａ委員

はい，ございました。

Ｇ委員

先ほどの服装の話では，例えば，結婚式の時に，普通，丸首で来る人はまずいません。そういった意味だと，裁判員裁判というのがまだ定着ができてないから，そういう人がいるのかなというのは正直な感想です。きっと普及活動を進めていく上で，国民が認知をすれば，格好が変わってくるかと思います。

僕は，この制度はすばらしい制度だと思いますので，是非，続けるべきだと思うのですが，実際に出席率が低いというところで広げていく広報というのは，すばらしい事業でありますが，予算は実際にあるものなのでしょうか。

Ａ委員

裁判員法施行前は，かなり予算をつけてもらっていて，最高裁としても相当な金額が出ている広報映画を作ったのですが，裁判員裁判が始まってしまうと，もう予算はつかないです。マンパワーの個人的な努力で，先ほどみたいに一生懸命マスコミを呼んで最小限度のエネルギーで最大の効果を発揮するような広報活動を努めるしかないと思います。逆に，裁判員裁判が始まる前に，かなりの金額をかけてやったけれども，意外と，例えば大企業のコマーシャルの予算に比べたら本当に微々たるものですから，国家予算としてものすごく裁判所始まって以来の予算をかけて宣伝したとしても，逆にそれに気が付いた人はあまり多くないという状況でありましたので，裁判員制度が始まって，裁判員が参加した裁判をきちんとやっていることを正しくマスコミに報道していただくことが，最大の広報だと思っていました。

問題点は，マスコミというのは，裁判員制度が始まったときは報道してくれますが，それがうまくいき始めるとだんだん報道価値がなくなって，あまり報道してくれず，何か問題が起きると，それを報道するという傾向があるので，もっとちゃんとやっているということを，いろいろな形で報道していただきたいと考えています。

委員長

先ほど，裁判官が説明の中で，裁判に対するマイナスイメージのことをお話になったと思います。やはり，裁判には関わりたくないという国民の気持ちがあって，裁判員としても裁判に関わりたくないということがあるのではないかと思います。それは，戦前ではとても裁判所なんておっかない所でしたが，戦後はさすがに，こうやってかなりオープンになりましたけれど，そこをほぐしていくというのが，かなり時間が掛かることではないかという気がします。だから，テレビで報道しても，なかなかそう簡単にはいかないと思います。

欧米でもいろいろな映画を作っており，皆さんも御存じかと思いますが，陪審員

制度を扱った「１２人の怒れる男」という名作があり，あれを見ると感動します。他の国のことであっても，ああいう状況ができるまでは，やはり試行錯誤をしてもう少し時間が掛かるのではないかと思います。そのための場として，こういう委員会があります。

H委員

私は，裁判員制度のことについて，全く無知な状態であり，先日裁判所から説明に来ていただいて，職務従事日数が６，７日で終わるということを初めて知りまして，それまでは，裁判というのは１，２年掛かるものだと思っていましたので，同じように裁判員裁判も１回裁判に出席したら，次の裁判が１か月後か３か月後にあると勝手に思い込んでいましたので，違うのだなということが非常に勉強になりました。そのようなレベルですから，要はそういう人間がいっぱいいるということで言うと，やはり最初の裁判員制度が始まった時というのは，マスコミでもいろいろ取り上げられて，いろいろな関心があったと思いますけども，今は，ほとんどの市民が実情を知らないのではないかなという印象が強いです。

それから，悪いイメージというのは，例えば，この前の暴力団の声掛け事件のような話だけ取り上げられると，余計に一般の人間は，裁判員になったらそんなことになるんだったらなりたくないと思います。先ほどの話じゃないですけど，良い話は伝わらず，悪い話だけが伝わって行き，本当のところが十分伝わってないので，出席率もどんどんと低下してきているのかなと思いますので，そのあたりがちょっとずつでも伝わっていけば，時間を掛けても良いものになるのではないかと感じました。

D委員

実は，裁判員裁判の公判期日は，否認事件の場合は，以前は５日，６日，７日というのはざらでした。ただ，午前中に論告，弁論したその日の午後３時頃に判決宣

告をした場合は，裁判員経験者の意見交換会の際に，裁判員経験者から結論が出せないという意見がありました。恐らく今は，非常に公判日数が減っています。それと，裁判員裁判の公判期日の前に，公判の打合せ期日が３回ぐらいあります。多いときは４回もありますけども，打合せ期日で審理日程をかなり絞っています。この打合せ期間は，半年程度掛かり，結構長いです。公判期日自体は，日数は少ないのですが，多分，評議の時間を使っていると思います。ただ，参加した市民の方は，評議の時間が十分にとれるので，参加していないので分かりませんけれども，評議の時間が掛かるからという負担感というのはあまりないのではないのかなという気もするのですが，ある程度じっくり考えられますので，中途半端に結論を出した場合は，トラウマみたいになっているという方がかなりおられました。

それから，実は私も最近知ったんですけども，戦前は岡山地方裁判所長に陪審制度の模擬裁判をしていただくのです。戦前の陪審制度は，実際は知りませんけど，かなり成功したと聞いています。そういうのもあるので，経験や広報の問題かなと思います。

Ａ委員

大正時代に陪審法が施行されまして，それは裁判員法ができるまでは停止という形をとっており，廃止されていなかったのです。その陪審制度の特色としては，陪審裁判と裁判官裁判を被告人が選択できるという制度だったのです。ただ，問題は有罪になった場合に，陪審の費用も含めて全部被告人が負担することになります。

無罪になることもあるけれども，有罪になった場合，刑が重いというところもあって，その後，戦争もだんだん激しくなってきましたので，だんだん陪審裁判を選択する人が少なくなってきて，戦争の突入とともにそれが停止になって，ずっとそれが停止のまま裁判員法ができるまで残っていたという状態だったんです。

しかも当時，陪審員ができる人は一定程度の税金を納めている人であって，今の想像されている陪審員制度とはかなり違ったものであったということは，私から御

説明させていただきます。

委員長

今，陪審法はなくなったんですか。

裁判官

はい。

委員長

裁判所側からの考え方というのは，大分分かってきたんですけれど，弁護士会あるいは日弁連では，裁判員制度についてどういうふうに考えているのか，あるいはどんな課題があると思っていますか。

Ｄ委員

日弁連かどうかの認識はないのですが，弁護士会で感じているのは，弁護士が増えて，裁判員裁判というのが，経験の浅い弁護人が選任された場合の問題なんですけども，やはり検察側の準備が圧倒的なんです。例えば，冒頭陳述にしましても，以前はかなりの枚数であったり，あるいは弁護人側であれば，そのようなものを作らず読んでいたのが，最近では，カラーでＡ３版１枚になっており，図式的で一覧性があるので非常に分かりやすく，その書面のレイアウトも検察官が圧倒的に良いです。あと，発音も検察官が圧倒的にうまいです。聞くところによると，検察庁は，アナウンサーを呼んで訓練しているということなので，そういうことは，弁護人側はできないです。弁護士会の課題として，そういった新人弁護士をフォローアップするかという点です。

それから，もう１つは打合せ期日です。ここで，かなり争点を絞ってきます。ここで，検察側の非常に集中した研修と経験されている検察官に立ち向かうためには，

新人であればベテランをつけるなどが課題になっています。

実際問題として，やはり今後，そういった単なる研修ではなくて，日弁連自体が，経験豊富な東京弁護士会や大阪弁護士会の非常に経験豊かな人を中心にして，集中的に裁判員裁判を想定した模擬裁判を実際にやりながら経験するということをやらないと，単なるレクチャーだけでは難しいかなと思ってます。そのことを，今，日弁連も力を入れています。

Ｊ委員

私の事業所では，裁判員制度が施行されそうだと分かった時点で，法務省からだったかちょっと分からないですけど，就業規則を変えてほしいというのが来ましたので，すぐそれで対応して就業規則を変えたのですが，裁判員のリストに載りましたという通知が来たのは１人だけであり，その人に裁判に行ってもらおうと思っていたのですが，その人が退職して他の所に行きまして，それ以来，誰も裁判員になりましたという人がいません。難しいかもしれませんが，本人への通知以外に，事業所にも教えていただいたら，事業所から本人にも声を掛けることができるのですけど，そういったことが可能かどうかをお聞きしたいと思います。

それからもう１つは，先ほどＣ委員がおっしゃった量刑の問題ですが，どの程度が妥当なのか，過去にどういう判例があって，犯罪の中身が同じくらいであればどのくらいの刑期にするのが良いのか，その辺のことが全然分からないので，過去の判例の中で大体同じくらいな犯罪であれば，これぐらいが過去に量刑として示された実績ですというのを教えていただいたら，裁判員としても結論が出しやすいと私も思っていましたので，そのこともお聞きしたいと思います。

委員長

量刑については，データベースか何か用意されているのですか。

裁判官

量刑につきましては，法律上量刑を決めるための考え方がありますので，それについては，当然に御説明をしておりますし，裁判官が説明するだけでなくて，法廷で検察官や弁護人からも，こういう考え方に沿って刑を決めてほしいということを説明されることが最近多いと思います。

評議の席では，最近改修された裁判員裁判の事件を中心とした量刑のデータベースがありますので，それを見て，そのような特定一定の犯罪類型であれば，大体，どのような量刑の傾向になっているかの幅が分かるグラフが出てきますので，その中で本件が，どのあたりに位置づけられるのかを評議の中で話をしながら決めていくということになりますので，その点は裁判員になられても，御心配なさらずに決められるのではないかと思います。

Ｉ委員

今の量刑に関してですけれども，最近どこかの事件で，検察官の求刑よりも長い懲役の年数を宣告した事件もあったと思います。多分，相当，自由活発な評議がなされたのだと思うのですが，弁護人の準備や若しくは，その評議の中の量刑データベースなどの説明を最初に受けると，大体こういう主の事件では，これぐらいの量刑なんだなという予想がついて，一般人の裁判員の議論の流れが，もうその枠の中だけで考える方向に流れがちかなとも思うのですが，逆にそういったデータベースの説明はまず伏せた上で，裁判員の方々はどう思いますかというフリートークを行えば，多分いろいろな意見が出てくると思います。

一般的な話で結構なんですが，そういう量刑に関しての評議の議論の仕方というのは，最初にデータベースではこうですよというのを先に言われるのか，それともそうでないのかというのをお聞きしたいです。

裁判官

量刑評議をどのように進めるかは，その場の裁判長次第なので，一般的にこうだということは言えないかとは思いますが，どこかのタイミングでは必ず，この量刑データベースは見てもらうことになると思います。恐らくどのような量刑データベースを見せることを想定してるかというのは，公判前整理手続期日の中で検察官と弁護人と話をしてあるというのは前提だと思いますが，一般的に言うと裁判官全員を代表して言えることではないですけど，そこで見るのは，先ほど申し上げたピンポイントで何年と出るわけではなくて，傾向が出るわけですので，その傾向からはみ出ることも当然ありうるわけです。ただ，それもその傾向を踏まえた上で，やはりこれよりは重い，軽いという話が出てくるのではないかと思いますので，枠を閉めて絶対この中に入れてくださいという話はすることはないとは思います。大きな傾向ということで，データベースを見てもらうということだと思います。

Ａ委員

この点は，制度設計段階で，裁判員の皆さんにどういう資料を見ていただくかということは非常に問題になっておりまして，これまでの裁判官の量刑の判断というのは，資料を見て，これより重いしこれより軽いからこの辺りだとかなりピンポイントで利用していました。だから，それをやってしまうと，過去の判例に裁判員の皆さんが縛られてしまって，市民感覚が生かせないことになります。他方，同じような罪をやった人に対して，同じような刑を科すというのも，これは１つの正義でありますから，あまりに両方のバランスが崩れるような量刑は好ましくないです。

最高裁で考えましたのは，要するにこの犯罪類型において，大体何年から何年くらいの一定の幅のグラフを裁判員の皆さんにお示しをし，それだけだと具体的に分からないと思いますので，一番重くてこういう事件で，一番軽くてこういう事件というところまでは示すけれども，その範囲でどこに決めるかは，裁判員の皆さまの自由な議論に委ね，それを超える場合には，なぜこうなるかをきちんと議論した上で進めてもらい，幅がある資料を提供して，その幅を参考にしながら議論していた

だくという考えで，今の量刑データベースというのが作られております。

ですから，刻銘に過去の判例が出てくるというわけではなく設計されております。

Ｉ委員

最近，裁判員裁判が終わった後のニュース報道を見る機会がないので，最近の風潮はよく分かりませんが，以前は，よく裁判員裁判が終わった直後に，裁判員がマスコミからインタビューを受けて発表するということがあり，一般の国民からすると，裁判員の気持ちを聞くことができ，国民に情報を届けるという意味では非常に有益だと思います。一方で顔を映しているのかどうかも最近は分かりませんが，例えば顔が映ったらどうなんだろうとか，若しくは，僕自身の経験では危ない発言は聞いたことはないのですが，しゃべりすぎる人だったら危ない発言がでないかどうかについて，裁判所側で，マスコミに対して，配慮して取材するように言っているのか，裁判員に対しては，マスコミに対応する際に気を付けることを言ったりするのかについてお聞きしたいと思います。

Ａ委員

岡山地裁では，最近マスコミからの記者会見の要望は出てないので，２年間やっていません。裁判員経験者に対して記者会見を実施することができますよということはプレスにも御説明してるところです。●●地裁では，基本的に全件について，記者会見を申し込むということになってますので，その辺をどうするかということが問題になりますけれども，●●地裁の場合には，その記者会見に応じてくれるかどうか，それからむしろ応じたとしたとして，写真撮影は良いかどうか，名前は出して良いかどうか，年齢を出して良いかどうか，職業を出して良いかどうか，全部自分がさらけ出す内容については，裁判員が選べることができるようになっていますので，顔を出して良いですよという人だけが，写真が映るような仕組みになっています。

マスコミの人たちに対しては，評議の秘密は聞くことはできませんということは話をしていますが，ぎりぎりの質問をしてくるところもあります。

K委員

私は裁判官ではあるのですけど，裁判員裁判が始まってからは民事事件ばかり担当しており，裁判員裁判に携わったことがありませんから，あまり発言する資格はないですけれども，ただ，裁判員裁判が始まる前の準備段階では，研修会には参加したことがありまして，先ほど出ました量刑を，裁判所は積極的に誘導するようなことにならないようにとか，あるいは一般の方が参加されるので，説明をするのに分かりやすい説明の仕方はどのようにすれば良いのかと，これは例えば，アナウンサーの養成所の先生が来て，いろいろな講義をされて，実際にやってみるというようなこともやりました。

裁判所では，こういうようないろいろな準備をして，裁判員裁判に当たっているということだと思います。せっかくのこの機会ですので，私が先ほど言いましたように，裁判員裁判については本当に素人なんですけれども，裁判員の方がいろいろと参加してくださるに当たって，実際には民間の中で，どのような参加しやすい制度になっているのか，あるいは参加しやすい雰囲気になっているのかというのが実感として分かりにくいところがありまして，もし，地裁委員の皆さんのお勤めのところ，あるいは関わっているところで，裁判員裁判に参加するに当たって，こんなふうにされてる，あるいはこんな難しさがあるというのがありましたら，ちょっと参考までにお聞かせいただければなと思います。

B委員

私の娘が裁判員になったのですけど，やって良かったという話しか聞いてないです。

委員長

国民からすると，裁判員に当たる割合は，私も裁判員に当たっている人に巡り合ったことがないように圧倒的に少ないです。

もう少し議論したいところですが，予定しておりました時間が参りましたので，意見交換はこれで，終了させていただきたいと思います。

（別紙第３）

≪次回のテーマに関する意見交換≫

それでは，次回のテーマを決めたいと思うのですが，今日配布した資料に岡山地裁でこれまでに実施した最近のテーマがあがっております。これを参考にして，お決めいただければいいのですが，広島高裁管内の地方裁判所委員会で扱われたテーマも参考までにあげております。

Ｆ委員

●●地裁でされている配偶者暴力等に関する保護命令の手続は，身近な問題ですし，裁判所にまで行かないかもしれないけれども，色々知っておくべきことや，アクセスしやすさ等があると思いますけど，こちらがいいかと思います。

Ｃ委員

今，Ｆ委員が言われたように，今色々なことを聞いて，わりとＤＶがその底辺にあるということがあるので，もう一度そういう勉強をしたいと思います。

委員長

それでは次回は，ＤＶ関連の問題をテーマとさせていただきたいと思います。